

令和 7 年 3 月

射水市議会定例会議案

目 次

議案第 2 号	令和 7 年度射水市一般会計予算
議案第 3 号	令和 7 年度射水市国民健康保険事業特別会計予算
議案第 4 号	令和 7 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第 5 号	令和 7 年度射水市介護保険事業特別会計予算
議案第 6 号	令和 7 年度射水市水道事業会計予算
議案第 7 号	令和 7 年度射水市下水道事業会計予算
議案第 8 号	令和 7 年度射水市病院事業会計予算
議案第 9 号	令和 6 年度射水市一般会計補正予算（第 8 号）
議案第 10 号	令和 6 年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 11 号	令和 6 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第 2 号）
議案第 12 号	令和 6 年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 13 号	令和 6 年度射水市水道事業会計補正予算（第 4 号）
議案第 14 号	令和 6 年度射水市下水道事業会計補正予算（第 4 号）
議案第 15 号	令和 6 年度射水市病院事業会計補正予算（第 3 号）
議案第 16 号	射水市行政組織条例の一部改正について
議案第 17 号	射水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
議案第 18 号	射水市職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第 19 号	射水市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
議案第 20 号	射水市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
議案第 21 号	射水市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 について
議案第 22 号	射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 の一部改正について
議案第 23 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に ついて
議案第 24 号	射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例の一部改正について
議案第 25 号	射水市印鑑条例の一部改正について

- 議案第 2 6 号 射水市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 2 7 号 射水市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 2 8 号 射水市地域包括支援センター運営協議会条例の一部改正について
- 議案第 2 9 号 射水市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 3 0 号 射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 3 1 号 射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 3 2 号 射水市子ども条例の一部改正について
- 議案第 3 3 号 射水市不妊治療費助成に関する条例の一部改正について
- 議案第 3 4 号 道の駅新湊条例の一部改正について
- 議案第 3 5 号 射水市観光交流センター条例の一部改正について
- 議案第 3 6 号 射水市都市公園条例の一部改正について
- 議案第 3 7 号 射水市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の一部改正について
- 議案第 3 8 号 射水市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 議案第 3 9 号 射水市漁業振興基金条例の廃止について
- 議案第 4 0 号 射水市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の廃止について
- 議案第 4 1 号 動産の取得について
- 議案第 4 2 号 道の駅新湊（本館）大規模改修工事請負契約について
- 議案第 4 3 号 射水市立大門中学校グラウンド改修（その 3）工事請負契約について
- 議案第 4 4 号 指定管理者の指定の期間の変更について
- 議案第 4 5 号 指定管理者の指定について
- 議案第 4 6 号 指定管理者の指定の期間の変更について
- 議案第 4 7 号 指定管理者の指定について
- 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

議案第 16 号

射水市行政組織条例の一部改正について

射水市行政組織条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市行政組織条例の一部を改正する条例

射水市行政組織条例（平成 17 年射水市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「福祉保健部」を「福祉保健部
こども家庭部」に改める。

第 2 条中「室及び」を削り、福祉保健部の項の次に次の項を加える。

こども家庭部

- (1) 児童福祉に関すること。
- (2) 母子保健に関すること。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 17 号

射水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

射水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

射水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年射水市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、」を「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより」に改め、同条第 4 項中「規則で定めるところにより当該子を養育」とあり、」の次に「並びに」を加え、「中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を削る。

第 15 条第 1 項中「定める者」の次に「(第 15 条の 3 第 1 項において「配偶者等」という。)」を加える。

第 15 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 15 条の 3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳を迎える時期を目途に、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、勤務環境の整備に関する必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 18 号

射水市職員の給与に関する条例の一部改正について

射水市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

射水市職員の給与に関する条例（平成 17 年射水市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 7 項を次のように改める。

7 次の各号に掲げる職員の第 5 項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

- (1) 55 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日を超えて在職する職員（次号に掲げる職員を除く。）
- (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるものの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員

第 10 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付する。

第 10 条第 1 項中「次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号まで」を「次項第 2 号から第 5 号まで」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」」を「第 3 項において「扶養親族たる父母等」」に改め、同条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 3 項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第 1 号に該当する扶養親族（次項において

「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等」に改め、「前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第12条第1項第2号中「配偶者」を「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」に改める。

第14条第3項中「この条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員又は国若しくは他の地方公共団体の職員その他規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)」を削る。

第23条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「各号に定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第29条中「第4条第2項」を「第4条第3項」に、「まで及び第9条から第12条まで」を「第9条及び第10条」に改める。

別表 1 から別表 3 までを次のように改める。

別表 1 行政職給料表（第 3 条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	

	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700		
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300		
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700		
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500			
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800			
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000			
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200			
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500			
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800			
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000			
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200			
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500			
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800			
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000			
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200			
	86	256,000	297,100	346,000					

	87	256,300	297,400	346,400					
	88	256,600	297,700	346,800					
	89	256,900	298,000	347,000					
	90	257,200	298,300	347,400					
	91	257,500	298,600	347,800					
	92	257,800	299,000	348,200					
	93	258,100	299,200	348,400					
	94		299,400	348,800					
	95		299,700	349,200					
	96		300,100	349,500					
	97		300,300	349,800					
	98		300,600	350,200					
	99		301,000	350,600					
	100		301,400	351,000					
	101		301,600	351,500					
	102		301,900	351,900					
	103		302,200	352,300					
	104		302,500	352,700					
	105		302,700	353,200					
	106		303,000	353,600					
	107		303,300	353,900					
	108		303,600	354,200					
	109		303,800	354,700					
	110		304,200						
	111		304,600						
	112		304,900						
	113		305,100						
	114		305,300						
	115		305,600						
	116		306,000						
	117		306,200						
	118		306,400						
	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前再 任用短時 間勤務職 員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第30条に規定する職員を除く。

別表 2 公安職給料表（第 3 条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	295,400	331,900	353,300	384,100	420,300
	2	214,000	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000	385,800	421,900
	3	216,400	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	387,500	423,500
	4	218,800	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	389,200	425,000
	5	221,200	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	390,700	426,500
	6	223,600	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	392,300	428,100
	7	226,000	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	393,900	429,500
	8	228,200	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	395,500	430,900
	9	230,400	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	397,100	432,000
	10	232,500	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	398,700	433,400
	11	234,600	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	400,300	434,900
	12	236,600	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200	401,900	436,400
	13	238,600	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800	403,400	437,700
	14	240,600	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400	405,400	439,400
	15	242,600	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000	407,400	441,000
	16	244,200	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600	409,400	442,600
	17	245,800	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200	410,900	444,000
	18	247,300	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800	412,600	445,700
	19	248,800	263,800	282,100	309,200	358,900	382,400	414,200	447,400
	20	250,300	264,900	283,300	310,100	360,400	384,000	415,900	449,000
	21	251,800	266,200	284,500	311,000	361,900	385,600	417,500	450,400
	22	253,400	267,400	285,100	312,300	363,500	387,200	419,000	451,100
	23	254,900	268,700	285,700	313,600	365,100	388,900	420,500	451,800
	24	256,400	270,000	286,300	314,900	366,700	390,600	421,900	452,500
	25	257,900	271,400	286,800	316,200	368,100	392,300	423,100	452,900
	26	259,100	272,800	287,400	317,700	369,800	394,300	424,600	453,400
	27	260,300	274,100	288,000	319,000	371,500	396,200	426,100	454,000
	28	261,500	275,400	288,500	320,100	373,100	398,100	427,500	454,600
	29	262,700	276,400	289,000	321,100	374,700	399,800	429,000	455,200
	30	264,000	277,700	289,600	322,300	376,300	401,200	430,300	455,900
	31	265,300	279,000	290,100	323,500	377,900	402,400	431,500	456,400
	32	266,600	280,200	290,600	324,600	379,600	403,700	432,700	456,900
	33	267,900	281,400	291,100	325,700	381,300	404,700	433,700	457,400
	34	269,400	282,000	291,700	326,900	383,300	405,800	434,400	457,700
	35	270,700	282,600	292,200	328,100	385,300	406,800	435,200	458,000
	36	272,100	283,200	292,700	329,200	387,300	407,800	435,900	458,400
	37	273,100	283,700	293,200	330,300	389,000	408,900	436,400	458,800
	38	274,400	284,300	293,800	331,500	390,700	410,100	436,800	459,000
	39	275,700	284,900	294,400	332,700	392,200	411,200	437,200	459,300
	40	276,900	285,500	295,000	333,900	393,700	412,300	437,500	459,500
	41	278,100	286,000	295,700	335,100	394,900	413,500	437,800	459,900
	42	278,700	286,600	296,400	336,300	395,900	414,300	438,100	460,100

	43	279,300	287,200	297,100	337,500	396,900	415,100	438,400	460,300
	44	279,900	287,700	297,800	338,700	397,900	415,700	438,700	460,500
	45	280,300	288,200	298,400	339,900	399,000	416,200	438,900	460,900
	46	280,900	288,700	299,300	341,200	400,100	416,900	439,200	
	47	281,400	289,200	300,100	342,400	401,200	417,600	439,500	
	48	281,900	289,700	300,900	343,600	402,300	418,200	439,800	
	49	282,400	290,300	301,700	344,800	403,600	418,900	440,100	
	50	283,000	290,800	302,800	346,200	404,400	419,300	440,400	
	51	283,500	291,400	303,900	347,500	405,200	419,900	440,700	
	52	284,000	292,000	304,900	348,800	405,800	420,500	441,000	
	53	284,500	292,600	305,900	349,700	406,300	420,900	441,200	
	54	285,100	293,300	307,000	351,000	407,000	421,300	441,500	
	55	285,600	294,000	308,000	352,200	407,700	421,800	441,800	
	56	286,100	294,700	309,100	353,400	408,400	422,300	442,100	
	57	286,600	295,300	310,100	354,600	408,700	422,800	442,300	
	58	287,100	296,200	311,200	356,000	409,400	423,400	442,600	
	59	287,600	297,000	312,300	357,400	410,100	423,800	442,900	
	60	288,100	297,800	313,400	358,800	410,600	424,200	443,100	
	61	288,600	298,600	314,400	360,100	411,000	424,600	443,300	
	62	289,100	299,500	315,500	361,600	411,400	424,900	443,600	
	63	289,600	300,400	316,600	363,100	411,900	425,200	443,900	
	64	290,100	301,300	317,700	364,500	412,400	425,500	444,200	
	65	290,600	302,100	318,700	365,700	412,900	425,800	444,400	
	66	291,100	303,000	319,800	367,100	413,300	426,100	444,700	
	67	291,600	303,800	320,900	368,400	413,800	426,400	445,000	
	68	292,100	304,600	322,000	369,800	414,300	426,600	445,300	
	69	292,600	305,500	323,000	370,900	414,800	426,800	445,500	
	70	293,100	306,400	324,200	372,100	415,300	427,100	445,800	
	71	293,600	307,300	325,400	373,300	415,900	427,400	446,100	
	72	294,100	308,200	326,600	374,500	416,400	427,600	446,400	
	73	294,600	309,000	327,300	375,800	416,800	427,800	446,600	
	74	295,200	309,900	328,600	377,000	417,400	428,100		
	75	295,800	310,800	329,900	378,200	417,900	428,400		
	76	296,300	311,600	331,200	379,300	418,100	428,600		
	77	296,800	312,300	332,500	380,400	418,400	428,800		
	78	297,400	313,200	333,900	381,600	418,900	429,100		
	79	298,000	314,100	335,300	382,700	419,200	429,400		
	80	298,600	315,100	336,700	383,900	419,500	429,600		
	81	299,200	316,000	338,000	385,000	419,800	429,800		
	82	299,900	317,100	339,600	385,600	420,200	430,100		
	83	300,600	318,100	341,100	386,100	420,600	430,400		
	84	301,200	319,100	342,600	386,600	421,000	430,600		
	85	301,800	320,000	344,000	387,200	421,300	430,800		
	86	302,500	321,000	345,500	387,800				
	87	303,200	322,000	347,000	388,400				
	88	303,900	323,000	348,400	389,000				
	89	304,600	324,000	349,700	389,300				

	90	305,400	325,300	350,900	389,800				
	91	306,200	326,500	352,100	390,300				
	92	306,900	327,700	353,400	390,800				
	93	307,400	328,900	354,700	391,200				
	94	308,300	330,200	356,200	391,600				
	95	309,200	331,400	357,700	392,100				
	96	310,000	332,600	359,100	392,600				
	97	310,800	333,800	360,400	393,000				
	98	311,800	335,100	361,600	393,500				
	99	312,700	336,300	362,700	394,000				
	100	313,600	337,500	363,900	394,500				
	101	314,500	338,900	365,000	394,800				
	102	315,500	339,800	366,100	395,200				
	103	316,500	340,800	367,200	395,700				
	104	317,400	341,900	368,300	396,000				
	105	318,200	343,000	369,500	396,300				
	106	318,800	344,100	370,000	396,800				
	107	319,400	345,100	370,600	397,300				
	108	320,000	346,100	371,200	397,800				
	109	320,500	347,300	371,800	398,100				
	110	321,000	348,300	372,300	398,600				
	111	321,400	349,300	372,700	399,100				
	112	321,900	350,200	373,200	399,600				
	113	322,700	351,100	373,600	399,900				
	114	323,400	352,000	374,000	400,400				
	115	324,100	353,000	374,500	400,900				
	116	324,700	354,000	375,000	401,400				
	117	325,300	355,000	375,400	401,800				
	118	326,000	355,400	375,900	402,300				
	119	326,700	356,000	376,500	402,700				
	120	327,500	356,600	377,000	403,200				
	121	328,100	356,900	377,200	403,600				
	122	328,400	357,300	377,700					
	123	328,900	357,700	378,200					
	124	329,400	358,100	378,600					
	125	329,700	358,500	379,100					
	126		358,900	379,600					
	127		359,300	380,100					
	128		359,700	380,600					
	129		360,100	380,900					
	130		360,500	381,400					
	131		360,900	381,900					
	132		361,300	382,400					
	133		361,500	382,700					
	134		362,000	383,200					
	135		362,400	383,600					
	136		362,700	384,000					

	137		363,000	384,300					
	138		363,400	384,800					
	139		363,900	385,300					
	140		364,400	385,800					
	141		364,700	386,100					
	142		365,200						
	143		365,700						
	144		366,200						
	145		366,500						
定年前再 任用短時 間勤務職 員		246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200

備考 この表は、消防業務に従事する職員に適用する。

別表3 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800	596,100
	2	293,700	403,000	457,100	555,900	602,100
	3	296,000	405,600	459,000	561,200	607,400
	4	298,200	408,100	460,900	566,100	611,900
	5	300,300	410,500	462,300	570,500	615,900
	6	303,800	412,700	464,100	574,800	619,400
	7	307,300	414,800	465,900	578,400	622,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400	625,200
	9	314,100	419,000	469,500	583,900	
	10	317,600	420,500	471,300	586,200	
	11	321,000	422,000	473,100		
	12	324,400	423,500	474,900		
	13	327,800	424,900	476,700		
	14	331,300	426,400	478,500		
	15	334,700	427,900	480,300		
	16	338,100	429,300	482,100		
	17	341,500	430,700	483,900		
	18	344,600	432,200	485,800		
	19	347,700	433,700	487,700		
	20	350,800	435,100	489,600		
	21	354,000	436,500	491,500		
	22	357,100	438,000	493,200		
	23	360,200	439,500	495,000		
	24	363,200	440,900	496,800		

	25	366,200	442,300	498,400		
	26	368,500	443,700	500,200		
	27	370,800	445,100	502,000		
	28	373,000	446,500	503,600		
	29	374,900	447,900	505,000		
	30	376,600	449,300	506,700		
	31	378,300	450,700	508,500		
	32	380,100	452,100	510,200		
	33	381,900	453,500	511,700		
	34	383,700	454,900	513,000		
	35	385,300	456,300	514,300		
	36	386,700	457,700	515,600		
	37	388,100	459,100	516,600		
	38	389,600	460,800	517,900		
	39	391,100	462,400	519,200		
	40	392,600	464,000	520,500		
	41	394,100	465,600	521,500		
	42	394,800	466,800	522,300		
	43	395,400	468,000	523,100		
	44	396,100	469,100	523,900		
	45	397,000	470,100	524,800		
	46	397,600	471,100	525,600		
	47	398,200	472,000	526,400		
	48	398,800	472,800	527,100		
	49	399,400	473,500	527,900		
	50	399,900	474,200	528,700		
	51	400,400	474,900	529,400		
	52	400,900	475,500	530,300		
	53	401,400	476,200	531,200		
	54	401,800	476,900	532,000		
	55	402,200	477,500	532,900		
	56	402,600	478,100	533,800		
	57	403,000	478,400	534,600		
	58	403,400	479,000	535,500		
	59	403,800	479,700	536,400		
	60	404,200	480,400	537,100		
	61	404,600	480,800	537,900		
	62	405,000	481,400	538,800		
	63	405,400	482,100	539,700		
	64	405,800	482,800	540,600		
	65	406,100	483,200	541,400		
	66		483,800	542,300		
	67		484,400	543,200		
	68		484,900	544,100		
	69		485,400	544,900		
	70		485,900	545,800		
	71		486,400	546,700		

	72		486,900	547,600		
	73		487,300	548,400		
	74		487,800			
	75		488,200			
	76		488,700			
	77		489,200			
	78		489,800			
	79		490,400			
	80		490,800			
	81		491,300			
	82		491,900			
	83		492,500			
	84		493,000			
	85		493,500			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		301,700	344,400	399,500	473,300	573,800

備考 この表は、病院に勤務する医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100

	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500
	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800
	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400	
	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700	
	40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000	
	41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300	
	42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600	
	43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900	
	44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200	
	45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400	
	46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700	
	47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000	
	48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300	
	49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500	
	50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800	
	51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100	
	52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400	
	53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600	
	54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000		
	55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700		
	56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300		
	57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700		
	58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200		
	59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800		
	60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400		
	61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800		
	62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300		
	63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800		
	64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300		
	65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900		
	66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400		
	67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000		
	68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600		

	69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100		
	70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600		
	71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100		
	72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600		
	73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900		
	74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400		
	75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800		
	76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200		
	77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600		
	78	254,800	291,900	328,600	349,900			
	79	255,100	292,200	329,000	350,100			
	80	255,300	292,500	329,500	350,400			
	81	255,500	292,800	330,000	350,900			
	82	255,800	293,100	330,400	351,200			
	83	256,100	293,400	330,600	351,500			
	84	256,300	293,700	330,900	351,800			
	85	256,500	293,900	331,300	352,200			
	86		294,100	331,700	352,500			
	87		294,300	332,000	352,800			
	88		294,500	332,300	353,100			
	89		294,900	332,600	353,500			
	90		295,100	332,800	353,800			
	91		295,300	333,200	354,100			
	92		295,500	333,500	354,400			
	93		295,900	333,700	354,700			
	94		296,100	334,000	355,100			
	95		296,300	334,300	355,500			
	96		296,600	334,600	355,900			
	97		296,900	334,800	356,400			
	98		297,100	335,100	356,800			
	99		297,300	335,400	357,200			
	100		297,600	335,600	357,600			
	101		297,900	335,800	358,100			
	102		298,100	336,000				
	103		298,300	336,400				
	104		298,600	336,600				
	105		298,900	336,800				
	106			337,200				
	107			337,600				
	108			338,000				
	109			338,200				
	110							
	111							
	112							
	113							
定年前再 任用短時		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000

間勤務職員								
-------	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、病院に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び歯科衛生士に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800
	36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000

37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300
38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400
39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600
40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700
41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900
42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900
43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000
44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100
45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100
46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200
48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800	
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500	
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100	
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700	
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300	
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000	
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600	
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300	
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800	
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400	
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900	
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300	
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900	
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400	
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700	
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000	
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500	
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900	
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200	
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500	
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000	
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500	
80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900	
81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200	
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600	
83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100	

	84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500	
	85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900	
	86	286,100	312,900	350,700	369,600		
	87	286,600	313,900	351,500	370,200		
	88	287,100	314,900	352,300	370,700		
	89	287,600	315,800	352,900	371,000		
	90	288,100	316,900	353,500	371,500		
	91	288,600	317,900	354,100	371,900		
	92	289,100	318,900	354,700	372,200		
	93	289,600	319,700	355,100	372,800		
	94	290,200	320,400	355,500	373,300		
	95	290,800	321,100	356,000	373,800		
	96	291,400	321,700	356,400	374,300		
	97	292,000	322,200	356,900	374,900		
	98	292,500	322,500	357,300	375,400		
	99	293,000	323,100	357,800	375,900		
	100	293,500	323,700	358,200	376,300		
	101	294,000	324,100	358,500	376,900		
	102	294,500	324,700	359,000	377,400		
	103	295,000	325,300	359,400	377,900		
	104	295,400	325,800	359,700	378,400		
	105	295,800	326,200	360,100	379,000		
	106	296,300	326,700	360,600	379,400		
	107	296,800	327,200	361,100	379,900		
	108	297,100	327,700	361,600	380,400		
	109	297,300	328,100	362,100	381,000		
	110	297,600	328,500	362,600			
	111	297,800	328,800	363,100			
	112	298,100	329,100	363,500			
	113	298,400	329,400	363,900			
	114	298,600	329,800	364,300			
	115	298,900	330,100	364,800			
	116	299,100	330,400	365,300			
	117	299,400	330,600	365,700			
	118	299,700	330,900	366,200			
	119	300,000	331,200	366,700			
	120	300,300	331,400	367,200			
	121	300,600	331,600	367,500			
	122	301,000	331,900				
	123	301,300	332,200				
	124	301,600	332,500				
	125	301,800	332,700				
	126	302,000	333,000				
	127	302,300	333,400				
	128	302,700	333,600				
	129	302,900	333,800				
	130	303,200	334,000				

	131	303,600	334,400				
	132	304,000	334,600				
	133	304,200	334,900				
	134	304,500	335,300				
	135	304,800	335,700				
	136	305,100	336,100				
	137	305,300	336,400				
	138	305,600	336,800				
	139	305,900	337,200				
	140	306,200	337,600				
	141	306,400	337,900				
	142	306,800	338,300				
	143	307,200	338,600				
	144	307,500	339,000				
	145	307,700	339,300				
	146	307,900	339,700				
	147	308,200	340,100				
	148	308,600	340,500				
	149	308,800	340,800				
	150	309,000	341,200				
	151	309,300	341,600				
	152	309,600	342,000				
	153	310,000	342,300				
	154	310,200					
	155	310,400					
	156	310,700					
	157	311,000					
	158	311,300					
	159	311,600					
	160	311,900					
	161	312,300					
	162	312,600					
	163	312,900					
	164	313,200					
	165	313,600					
	166	313,900					
	167	314,200					
	168	314,500					
	169	314,900					
定年前再 任用短時 間勤務職 員		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900

備考 この表は、病院に勤務する看護師に適用する。

別表 4 第 3 号ウの表 5 級の項中「副院長、部長、」を削り、同表に次のように加える。

6 級	副院長又は部長の職務
-----	------------

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(号給の切替え)

第 2 条 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において射水市職員の給与に関する条例別表 1 から別表 3 までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第 3 条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和 8 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第 4 条 切替日から令和 8 年 3 月 31 日までの間におけるこの条例による改正後の第 10 条の規定の適用については、同条第 1 項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第 6 号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれ

に相当するものとして規則で定める職員に対しては」と、同条第2項中「(5)

重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第3項中「13, 000円」とあるのは「11, 500円」と、「と

する」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3, 000円

とする」とする。

（単身赴任手当に関する経過措置）

第5条 この条例による改正後の第14条第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（その他の経過措置の規則への委任）

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附則別表

行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1

23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		

75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

公安職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給				
	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1

10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45

62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

医療職給料表(1)の適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3
16	4	1	1	3
17	5	1	1	3
18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	
23	11	7	1	
24	12	8	1	
25	13	9	1	
26	14	10	1	
27	15	11	1	
28	16	12	1	
29	17	13	1	
30	18	14	1	
31	19	15	1	
32	20	16	1	
33	21	17	1	
34	22	18	1	
35	23	19	1	
36	24	20	1	

37	25	21	1	
38	26	22	2	
39	27	23	2	
40	28	24	2	
41	29	25	2	
42	30	26	3	
43	31	27	3	
44	32	28	3	
45	33	29	3	
46	34	30	4	
47	35	31	4	
48	36	32	4	
49	37	33	4	
50	38	34	4	
51	39	35	5	
52	40	36	5	
53	41	37	5	
54	42	38	5	
55	43	39	5	
56	44	40	6	
57	45	41	6	
58	46	42	6	
59	47	43	6	
60	48	44	6	
61	49	45	7	
62	50	46	7	
63	51	47	7	
64	52	48	7	
65	53	49	8	
66	54	50		
67	55	51		
68	56	52		
69	57	53		
70	58	54		
71	59	55		
72	60	56		
73	61	57		
74	62	58		
75	63	59		
76	64	60		
77	65	61		
78	66	62		
79	67	63		
80	68	64		
81	69	65		
82	70	66		
83	71	67		
84	72	68		
85	73	69		
86	74	70		
87	75	71		
88	76	72		

89	77	73		
90	78			
91	79			
92	80			
93	81			
94	82			
95	83			
96	84			
97	85			

医療職給料表(2)の適用を受ける職員

旧号給	新号給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23

40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60		
69	65	65	61		
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82			
87	83	83			
88	84	84			
89	85	85			
90	86	86			
91	87	87			

92	88	88			
93	89	89			
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

医療職給料表(3)の適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14

27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	

79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102	102		
107	103	103		
108	104	104		
109	105	105		
110	106	106		
111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

議案第 19 号

射水市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

射水市職員の特殊勤務手当に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

射水市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 17 年射水市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

「

別表中	研究手当	射水市民病院に	月額 150,000 円	を
		勤務する医師	以内	

」

「

研究手当	射水市民病院に	月額 200,000 円	に改め、
	勤務する医師	以内	

」

同表に次のように加える。

手術手当	射水市民病院に勤務し、規則 で定める手術業務に従事し た医師	1 回 当該手術料の 1 00 分の 10 以内
------	--------------------------------------	-----------------------------

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 20 号

射水市職員等の旅費に関する条例の一部改正について

射水市職員等の旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

射水市職員等の旅費に関する条例（平成 17 年射水市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条を次のように改める。

（外国旅行の旅費）

第 29 条 外国旅行については、国家公務員の外国旅行の旅費の例に準じて旅費を支給する。

別表第 1 項の表備考 1 を次のように改める。

備考 1 宿泊料の欄中甲地方とは、規則で定める地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 1 号

射水市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 について

射水市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 2 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

射水市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 1 7 年射水市条例第 1 9 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 2 条中「及び第 6 条」を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 22 号

射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 の一部改正について

射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 の一部を改正する条例

射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 26 年射水市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項を削り、同条第 5 項中「、第 3 項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第 4 項とする。

第 9 条第 1 項中「、第 7 条」を「及び第 7 条」に改め、「及び第 28 条」を削り、同条第 2 項中「及び第 25 条第 2 項」を「、第 25 条第 2 項及び第 28 条第 2 項第 1 号」に、「100 分の 127.5」を「100 分の 125」に、「100 分の 175」を「100 分の 95」に、給与条例第 28 条第 2 項第 1 号中「100 分の 105」とあるのは「100 分の 87.5」に改める。

第 11 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「、第 12 条及び第 15 条」を「及び第 12 条」に、「特定任期付企業職員」を「第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された企業職員（次項において「特定任期付企業職員」という。）」に改め、同項を同条第 1 項とし、同条第 3 項を同条第 2 項とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 23 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(射水市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 1 条 射水市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成 17 年射水市条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(射水市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 射水市職員の給与に関する条例(平成 17 年射水市条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

第 26 条第 3 号及び第 4 号、第 27 条第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(射水市消防団条例の一部改正)

第 3 条 射水市消防団条例(平成 17 年射水市条例第 197 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(射水市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第 4 条 射水市個人情報保護法施行条例(令和 5 年射水市条例第 1 号)の一部

を次のように改正する。

附則第3条第5項及び第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）

（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（射水市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の射水市職員の給与に関する条例第27条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第 24 号

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年射水市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 3 号中「第 2 条第 12 項」を「第 2 条第 13 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 14 項」を「第 2 条第 15 項」に改める。

別表 1 中 25 の項を削る。

別表 2 中 25 の項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 25 号

射水市印鑑条例の一部改正について

射水市印鑑条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市印鑑条例の一部を改正する条例

射水市印鑑条例（平成 17 年射水市条例第 110 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 項第 1 号中「第 17 条において」を「以下」に改める。

第 16 条第 1 項中「提示して」を「添えて、書面により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、印鑑登録者が自ら個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。次条において同じ。）が記録された個人番号カードを添えて、暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 120 号）第 42 条第 2 項の規定により設定された暗証番号をいう。）を入力することにより申請した場合は、印鑑登録証の添付を省略することができる。

第 17 条中「（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）」を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 26 号

射水市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部改正について

射水市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

射水市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例（平成 27 年射水市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「の員数」を「及びその員数（地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。第 3 号において「省令」という。）第 140 条の 66 第 1 号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」に改め、同項第 3 号中「介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）」を「省令」に改め、同条第 2 項表以外の部分中「前項」を「第 1 項」に改め、同項中「の人員配置基準」を「に置くべき職員及びその員数」に改め、同項の表を次のように改める。

担当する区域における第 1 号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数
おおむね 1, 000 人未満	第 1 項各号に掲げる者のうちから 1 人又は 2 人
おおむね 1, 000 人以上 2, 000 人未満	第 1 項各号に掲げる者のうちから 2 人（うち 1 人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね 2, 000 人以上 3, 000 人未満	専らその職務に従事する常勤の第 1 項第 1 号に掲げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤の同項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれか 1 人

第 4 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3, 000 人以上 6, 000 人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから 2 人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 27 号

射水市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に
関する基準を定める条例の一部改正について

射水市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援
等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例
の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

射水市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援
等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例
(平成 27 年射水市条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 号中「第 140 条の 66 第 1 号ロ (2)」を「第 140 条の 6
6 第 1 号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 28 号

射水市地域包括支援センター運営協議会条例の一部改正について

射水市地域包括支援センター運営協議会条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市地域包括支援センター運営協議会条例の一部を改正する 条例

射水市地域包括支援センター運営協議会条例（平成 27 年射水市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号オ中「第 36 号」の次に「。以下「省令」という。」を加え、「同令」を「省令」に改め、同号に次のように加える。

カ センターの職員配置基準に係る次に掲げる事項に関すること。

(ア) 常勤換算方法を適用すること。

(イ) 省令第 140 条の 66 第 1 号ロに定める複数のセンターの担当する区域の第 1 号被保険者数を合算することによる職員配置を適用すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 29 号

射水市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部改正について

射水市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例

射水市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年射水市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 151 条第 13 項中「栄養士又は」を「栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 30 号

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部改正について

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年射水市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第 3 号中「この号」の次に「及び第 6 項第 1 号」を加え、同条中第 5 項を第 7 項とし、第 4 項を第 6 項とし、第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第 6 条第 3 項第 1 号中「当該」を削り、「第 28 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。)」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「次に」を「次の各号に」に、「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の義務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第16条第1項第2号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 1 号

射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 2 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年射水市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 8 条第 1 項中「第 6 1 号）第 2 7 条」を「第 6 1 号）第 2 8 条」に改め、「第 1 号」を削り、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第 2 7 条」を「同令第 3 1 条」に、「同号」を「第 4 3 条第 3 項」に、「同条」を「同令第 3 3 条」に改める。

第 4 3 条第 1 項中「第 5 項」を「第 7 項」に改め、同項第 1 号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第 3 号中「この号」の次に「及び第 6 項第 1 号」を加え、同条中第 9 項を第 1 1 項とし、第 4 項から第 8 項までを 2 項ずつ繰り下げ、第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第 4 3 条第 3 項第 1 号中「当該」を削り、「小規模保育事業 A 型若しくは小

規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（同号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「次に」を「次の各号に」に、「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の義務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第43条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第4条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 32 号

射水市子ども条例の一部改正について

射水市子ども条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市子ども条例の一部を改正する条例

射水市子ども条例（平成 19 年射水市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

射水市こども条例

第 1 条中「子ども」を「こども」に改める。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

(1) こども 市民をはじめとする市に関係のある心身の発達の過程にある者

第 2 条第 2 号及び第 3 号中「子ども」を「こども」に改める。

第 3 条（見出しを含む。）、第 4 条、第 5 条、第 6 条第 1 項及び第 2 項並びに第 7 条から第 9 条までの規定中「子ども」を「こども」に改める。

第 10 条の見出しを「(こども計画)」に改め、同条第 1 項中「子どもに関する施策を」を「こどもに関する施策を」に、「子どもに関する施策推進計画（以下「推進計画」）」を「こども計画（以下「こども計画」）」に改め、同条第 2 項中「推進計画」を「こども計画」に、「射水市子ども施策推進委員会」を「こども・子育て会議」に改める。

第 11 条の見出しを「(こども・子育て会議)」に改め、同条第 1 項中「子どもに」を「こどもに」に、「子ども施策推進委員会（以下「推進委員会」）」を「こ

ども・子育て会議（以下「こども・子育て会議」）に改め、同条第2項中「推進委員会」を「こども・子育て会議」に、「子ども」を「こども」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 33 号

射水市不妊治療費助成に関する条例の一部改正について

射水市不妊治療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市不妊治療費助成に関する条例の一部を改正する条例

射水市不妊治療費助成に関する条例（平成 24 年射水市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号及び第 6 号中「次の各号」を「次」に改める。

第 3 条第 2 項中「不妊治療には」を「不妊治療は」に改める。

第 4 条第 5 号中「市税」を「徴収金（射水市市税条例（平成 17 年射水市条例第 78 号）第 2 条第 2 号に規定する徴収金をいう。）」に改める。

第 5 条第 1 項中「10 万円」を「30 万円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 4 号

道の駅新湊条例の一部改正について

道の駅新湊条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 2 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

道の駅新湊条例の一部を改正する条例

道の駅新湊条例（平成 1 7 年射水市条例第 1 8 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表を次のように改める。

名 称	位 置
道の駅新湊本館	射水市鏡宮 2 9 6 番地
道の駅新湊別館	射水市鏡宮 3 0 1 番地

第 3 条中「道の駅新湊」を「道の駅新湊本館及び道の駅新湊別館」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 35 号

射水市観光交流センター条例の一部改正について

射水市観光交流センター条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市観光交流センター条例の一部を改正する条例

射水市観光交流センター条例（令和 2 年射水市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 を次のように改める。

別表 1（第 9 条関係）

区分			使用料
1階	シェアキッチン	1区画	4,000円/1回
	コミュニケーションスペース	全面	400円/1時間
	屋外パーゴラ	1区画	300円/1時間
	緑地ブロック	1区画	300円/1時間
2階	コンベンションホール	全面	5,700円/1時間
		1/2面	2,800円/1時間
		1/3面	1,900円/1時間
屋上	東屋		300円/1時間

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 36 号

射水市都市公園条例の一部改正について

射水市都市公園条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市都市公園条例の一部を改正する条例

射水市都市公園条例（平成 17 年射水市条例第 189 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 の表を次のように改める。

施設の名称	位置	供用日	供用時間
大島中央公園屋内 遊具場	射水市新開発 424 番地	1 月 4 日から 12 月 28 日までの日	午前 9 時から 午後 5 時まで
本開発公園屋内遊 具場	射水市本開発 2048 番地		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 37 号

射水市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の一部改正について

射水市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の一部を改正する条例

射水市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例（平成 26 年射水市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

射水市空家等の適正管理及び有効活用に関する条例

本則中「空き家等」を「空家等」に改める。

第 2 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 この条例において「管理不全空家等」とは、適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等をいう。

第 3 条中「ものとする」を「とともに、国又は市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない」に改める。

第 6 条第 2 項第 6 号中「第 9 条第 1 項」を「第 10 条第 1 項」に改める。

第 8 条第 2 項中「次条第 1 項」を「第 10 条第 1 項」に、「当該職員又は」を「空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又は当該職員若しくは」に改める。

第10条を削る。

第9条第9項中「させる」を「行わせ、その費用を当該命令を受けた者から徴収する」に改め、同条第10項中「措置が命ぜられるべき者」を「措置を命ぜられるべき者（以下「命令対象者」という。）」に、「その者」を「当該命令対象者」に、「者に」を「者（以下この項及び第12項において「措置実施者」という。）にその措置を」に、「、相当の期限を定めて、」を「は、市長は、その定めた期限内に命令対象者において」に、「その命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき」を「措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する」に改め、同条第11項を次のように改める。

11 市長は、前項の措置を講じた後に、命令対象者を確知又は命令対象者の所在が判明したときは、その命令対象者から当該措置に係る費用を徴収することができる。

第9条に次の1項を加える。

12 市長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、第3項から第8項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置）

第9条 市長は、管理不全空家等の所有者等に対し、基本指針（法第6条第2項第3号に掲げる事項に係る部分に限る。）に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大いいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。

第11条中「及び第9条」を「、第9条及び第10条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 38 号

射水市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに 水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

射水市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに 水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

射水市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 25 年射水市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

射水市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例

第 4 条第 1 号中「の土木工学科」を「において土木工学科」に改め、「において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目」を削り、「2 年以上水道」を「3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 2 号中「の土木工学科又はこれ」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3 年以上水道」を「4 年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 3 号中

「若しくは高等専門学校」を「又は高等専門学校（次号において「短期大学等」という。）に改め、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（２年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第６号を同条第８号とし、同条第５号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（５年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第７号とし、同条第４号中「若しくは」を「又は」に改め、「中等教育学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（３年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第５号とし、同号の次に次の１号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、８年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第４条第３号の次に次の１号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、６年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第５条第１号を次のように改める。

- (1) 前条第１号、第３号又は第５号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第１号に規定する学校を卒業した者については３年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）

については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については
7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第5条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」
を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれ
らに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除
く。）」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「前2号」
を「前各号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 39 号

射水市漁業振興基金条例の廃止について

射水市漁業振興基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市漁業振興基金条例を廃止する条例

射水市漁業振興基金条例（平成 27 年射水市条例第 5 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 40 号

射水市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の廃止について

射水市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例

射水市新型コロナウイルス感染症対策基金条例（令和 2 年射水市条例第 19 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 1 号

動産の取得について

射水市立小中学校児童生徒用学習専用端末の購入について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年射水市条例第 5 0 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 名 称 | 射水市立小中学校児童生徒用学習専用端末 |
| 2 | 数 量 | 7, 6 6 5 台 |
| 3 | 取 得 の 方 法 | 随意契約（公募型プロポーザル方式） |
| 4 | 取 得 価 格 | 4 2 0, 7 3 1, 8 5 0 円
(うち消費税等 3 8, 2 4 8, 3 5 0 円) |
| 5 | 契約の相手方 | 富山県富山市総曲輪一丁目 5 番 2 4 号
三谷産業株式会社情報システム事業部
執行役員事業部長 茂 知一 |

令和 7 年 2 月 2 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 4 2 号

道の駅新湊（本館）大規模改修工事請負契約について

道の駅新湊（本館）大規模改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年射水市条例第 5 0 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 道の駅新湊（本館）大規模改修工事
- 2 契約の方法 随意契約（公募型プロポーザル方式）
- 3 契約金額 3 5 5 , 0 0 3 , 0 0 0 円
(うち消費税等 3 2 , 2 7 3 , 0 0 0 円)
- 4 契約の相手方 牧田組・北海工業道の駅新湊等大規模改修工事共同企業体
代表者 射水市庄西町一丁目 1 8 番 3 3 号
株式会社牧田組
代表取締役社長 牧田 和樹
構成員 射水市足洗新町一丁目 1 0 1 番地
北海工業株式会社
代表取締役 石村 正男

令和 7 年 2 月 2 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 4 3 号

射水市立大門中学校グラウンド改修（その 3）工事請負契約について

令和 7 年 1 月 2 9 日に制限付き一般競争入札に付した射水市立大門中学校グラウンド改修（その 3）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年射水市条例第 5 0 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契 約 の 目 的 射水市立大門中学校グラウンド改修（その 3）工事
- 2 契 約 の 方 法 制限付き一般競争入札による契約
- 3 契 約 金 額 2 2 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円
(うち消費税等 2 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円)
- 4 契約の相手方 高田建設・射水工業射水市立大門中学校グラウンド改修
(その 3) 工事共同企業体
代表者 射水市土合 1 4 9 0 番地
高田建設株式会社
代表取締役 高田 実
構成員 射水市二口 2 4 8 7 番地 1
射水工業株式会社
代表取締役 高橋 達也

令和 7 年 2 月 2 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 4 4 号

指定管理者の指定の期間の変更について

令和 5 年 3 月 1 7 日に議決された射水市コミュニティセンターの指定管理者の指定についてのうち、池多コミュニティセンターの指定管理者の指定の期間について、下記のとおり変更するため、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

記

1 公の施設の名称

池多コミュニティセンター

2 指定管理者の団体の名称

池多地域振興会

3 指定の期間

変更前	令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
変更後	令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

議案第 4 5 号

指定管理者の指定について

射水市コミュニティセンターの指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び指定管理者となる団体の名称

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称
庄西コミュニティセンター	庄西地域振興会
堀岡コミュニティセンター	堀岡地域振興会
海老江コミュニティセンター	海老江地域振興会
黒河コミュニティセンター	黒河地域振興会
太閤山コミュニティセンター	太閤山地域振興会
大門コミュニティセンター	大門地域振興会
大島コミュニティセンター	大島地域振興会

- 2 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

議案第 4 6 号

指定管理者の指定の期間の変更について

令和 2 年 1 2 月 2 4 日に議決された道の駅新湊の指定管理者の指定についてのうち、指定管理者の指定の期間について、下記のとおり変更するため、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

記

1 公の施設の名称

道の駅新湊

2 指定管理者の団体の名称

株式会社 道の駅新湊

3 指定の期間

変更前	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
変更後	令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

議案第 4 7 号

指定管理者の指定について

道の駅新湊の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

道の駅新湊本館及び道の駅新湊別館

2 指定管理者となる団体の名称

株式会社 道の駅新湊

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 2 3 年 3 月 3 1 日まで

報告第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年度射水市一般会計補正予算（第 7 号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 7 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志